

令和３年度第６回常設審議委員会議事録

- １ 日 時** 令和３年９月２２日(水) １０時開会 １１時８分閉会
２ 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」
３ 出席者
 (１) 常設審議委員 １８名／２１名（出席者は別紙名簿のとおり）
 (２) 鳥取県経営支援課
 倉吉市農業委員会
 琴浦町農業委員会
 農業会議 倉益、漆原、山根、岡田、中嶋、谷口

発言者等	議 事 要 旨
１ 開 会 事務局 (山根)	(午前10時) 定刻になりましたので、ただ今より令和３年度第６回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本会会議規則第７条に基づき、出席委員数の報告をいたします。 本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり、２１名中、１８名の出席です。常設審議委員会運営規程第４条第４項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。 なお、前回、新型コロナウイルス感染拡大に伴って、書面議決とさせていただきます。 本日、その結果報告も後ほどさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、小林会長に挨拶をお願いいたします。
２ 会長挨拶 (概要)	本日、令和３年度第６回常設審議委員会を開催致しましたところ、関係各位にはご多用のところ出席をいただきありがとうございます。 新型コロナウイルスも、鳥取県に於きましては、患者発生から現在まで、１，６３３名で、この内、令和３年７月が２９３名、８月は６７１名と、この２か月間で９６４名、全体の５９％がこの短期間で患者数が多発し、第５回常設審議委員会は、このような状況下、関係各位のご理解のもと、書面議決とさせていただきました。誠にありがとうございました。 さて、政策転換４年目で米価は厳しい局面に入っております。２０２１年産米の概算金・買取価格は全国で大幅に低下、前年産から２、３割、２０００円から３０００円下げという状況で、その結果、稲作経営への打撃が懸念されております。 ２１年産は、過去最大規模の転作拡大に産地が取り組みましたが、人口減などによる消費の減少、コロナ禍による業務需要の低迷で、国の見通しを超えて需要が減ったことが原因ではないでしょうか。このような状況の中で、経営を維持できるよう、資金繰り支援や需給改善などの対策を国は急ぎ検討すべきではないでしょうか。 また、２０２０年の農作物の延べ作付面積が田・畑合計で前年比２万８０００ｈａ、０．７％減の３９９万１，０００ｈａとなり初めて４００万ｈａを割ったことが農水省の調査で判明いたしました。この原因は、農家の高齢化などを背景に、野菜や飼料作物の減少したことが響いたと言われております。 昨年３月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画では、２０３０年度に食料自給率をカロリーベースで４５％にする目標を掲げ、これに必要な延べ作付面積を４３１万ｈａ、耕地利用率は

事務局 (山根)	104%にするとしております。 閣議決定された基本計画を目標達成させるため、どのような対策を講じて行くのか、さらに規制改革及び新たな農地利用最適化に向けて等、課題等山積致しておりますが、国も現場の実態を踏まえた取り組みが課題であると考えます。 本日の審議委員会に於きましては、報告事項、審議事項は、農地法第5条の規定に基づく意見聴取、倉吉市1件、琴浦町2件の計3件であります。情報提供は、事務局の方で説明いたします。 本日は十分な審議をお願いしまして、開会の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 それでは、ここで8月10日、境港市農業委員会が改選となり、会長に足立会長が再任されました。遅くなりましたが、ご紹介いたします。よろしくお願いいたします。 それでは、以降、農業会議定款第44条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。
3 議事録署名人の選任 小林議長	それでは議事に入らせていただきます。 議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。 (異議なし) それでは、足立委員(境港市農業委員会)、梅林委員(日南町農業委員会)の両名を指名いたします。
4 報告事項 小林議長 県経営支援課 小林議長	それでは、日程に基づき、報告事項です。 (1) 先月の農地転用許可状況について、報告願います。 (資料1により説明) 皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。 (質問・意見なし)
4 議 事 小林議長 事務局 (漆原) 倉吉市	議事に入ります。 議案第1号を説明下さい。 それでは、今月の農地法第4条、第5条の規定に基づく県全体の一覧表を説明いたします。 (一覧表を説明) 今月は、第5条案件で、合計3件、倉吉市農業委員会から1件、琴浦町農業委員会から2件の意見聴取がございます。 この内、琴浦町の1件は、5,000㎡を越える現地調査案件となっておりますので、説明の後、現地調査の報告もお願いいたします。 それでは、倉吉市、琴浦町の順に説明いただきます。 よろしくお願いいたします。 資料1ページの議案番号5条ー1宅地分譲を目的とする農地転用について説明いたします。私は、倉吉市農業委員会事務局の

と申します。申請地の詳細につきましては資料の2ページ、30アールを超える事案説明資料に基づいてご説明します。

土地の所在は、計4,905㎡でございます。3ページの位置図をご覧ください。申請地は、

現在の営農状況ですが、申請地は、都市計画用途地域内の圃場整備された農地が残っている地域で、周辺は宅地化が進んでいます。申請地は現在耕作されております。

転用事業者は、倉吉市の、事業内容として、不動産の売買、仲介、宅地の造成並びに分譲、不動産の賃貸等を営む法人でございます。

転用目的でございますが、用途は宅地分譲でございます。転用の必要性につきましては、近隣に小学校、保育園、スーパー等があり、生活利便性がよい土地であることから住宅需要が高いため、事業を計画されたものでございます。

立地基準ですが、4ページの間接図をご覧ください。申請地は、都市計画用途地域の第1種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地に該当します。また用途地域内ですので、農地法施行規則「第47条第1項第5号へ」に定められた宅地分譲のみを目的とするものの例外に該当しますので分譲目的の宅地造成は可能な区域でございます。

2ページに戻ります。許可の根拠は、原則許可となります。

営農条件について、申請地の東側は水路を挟んで宅地、南側は市道、北側は水路を挟んで農道、西側は水田に隣接しております。

一般基準につきましては、他法令許認可についてでございますが、申請地は非線引都市計画区域において3000㎡以上の開発行為を行いますので許可を要する開発行為に該当します。都市計画法第29条第1項の開発許可については市管理計画課へ事前協議済みでまた、道路管理者以外の者が、道路に関する工事を行いますので、道路法第24条に基づく許可が必要となりますが、こちらについても市管理計画課へ事前協議済みでございます。水利権者でありますからは令和3年8月11日同意を得ております。

規模の妥当生については、5ページの計画平面図をご覧ください。申請地4,905㎡に対し、実測面積ですが分譲地16区画、4,076㎡、区画道路652㎡と公園150㎡、計4,878㎡を計画されたもので、妥当な規模であると判断いたしました。

営農及び被害防除について、申請地内は50cmから140cmの盛土造成を行います。申請地の南側は市道に面しており、水路がある東側と北側、水田があります西側に対しては高さ60cm～150cmのL型擁壁を設置して土砂の流出を防ぎます。西側隣接農地の耕作者の同意済みでございます。計画地内の給排水設備の配置でございますが、水道管（給水線）を青、下水管（下水線）を赤で記載しております。それからこの図面にあります、計画地を東西、南北の点線で切り取った断面図が6ページの横断面図でございます。

7ページは、上下水管と水路が走る計画道路の断面を拡大した配管断面図でございます。水路、水道管、下水管の位置等が確認いただけたと思います。8ページに水路やL型擁壁等、構造物の製品一覧をつけておりますのでご確認いただきたいと思います。

敷地内の排水計画でございますが、9ページの排水計画図をご覧ください。用水を赤、排水を青で色分けをしております。

計画地内の雨水は新設する道路側溝に集約して、申請地東側を流れる用排水兼用の水路へ排出します。これにつきましては土地改良区の同意を得ております。汚水は公共下水へ接続します。

2ページに戻りまして資金調達計画でございますが、

小林議長

琴浦町

融資証明

書で確認しております。

農業公共投資については、昭和40年から42年にかけて団体営ほ場整備事業が実施されております。関係する改良区は土地改良区で同意済みでございます。

土地改良区以外のその他の関係利権者につきましては、重複しますが、水利権者として、土地改良区がございます。

倉吉市農業委員会の意見としまして、周辺農地への影響は無く、転用の必要性も認められるため、適当と判断しております。

以上、における宅地分譲を目的とした転用計画についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

説明が終わりましたが、質問等は一括してお受けしますので、次に、琴浦町から説明して下さい。

琴浦町農業委員会のと申します。よろしくお願いいたしますします。

資料3-2の2ページをご覧ください。30アールを超える事業説明資料にそってご説明いたします。

土地の所在等は、東伯郡琴浦町合計5筆で4,738㎡です。

現在の営農状況でございます。6ページの間図をご覧ください。近隣は農用地区域、黄色で着色した部分ですが、圃場整備された農地が広がっており、申請地5筆のうち4筆は圃場整備済みの農地です。一部の農地では昨年まで水稻が作付されていましたが、収穫後は保全管理されています。残地は休耕となっていますが、遊休農地の判定はありません。

2ページをお開きください。3の転用事業者

です。

転用目的の用途は、飼料用倉庫の建設で、1期工事として土地造成工事が許可月から令和4年2月まで、2期工事として施設建設工事が令和4年6月から同年11月までの計画です。

また、転用の必要性につきましては、5ページの現況平面図をご覧ください。赤丸でお示ししていますが、

2ページをお開きください。5の立地基準の(1)農地区分は第1種農地、区分決定根拠は、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内に位置していることから集団農地です。許可根拠規定は、農業用施設・加工・販売施設に供する場合に適用される「農業用施設等」でございます。

営農条件は、5ページの現況平面図をご覧ください。申請地の北側と南側は農地、西側は農業用排水路に接しています。

2ページにお戻りください。(4)代替地等につきましては、他の土地も候補に土地選定したところ、

6の一般基準の(1)他法令許認可については、農振法について、

農用区域からの除外手続が令和3年8月30日付で完了しています。(2) 規模の妥当性については、7ページの配置図をご覧ください。飼料用倉庫は赤で着色してある部分で、鉄骨一部2階建2,400㎡。建築部分以外の北側スペースは社用車及び従業員自家用車駐車場20台分及び配送用トラック待機場、南側は防疫装置として消毒槽、大型トラック回し場、来客用駐車場10台分及び通路として利用します。以上、施設整備規模に対し、事業面積は適切であると判断しました。

(3) 営農及び被害防除計画等の措置につきましては、9ページの断面位置図、10ページから12ページの造成縦断面図、横断面図(1)(2)をご覧ください。表土は20cm掘削し産業廃棄物として場外に処理し、南部町からの購入土30cmの盛土を行い土地造成をします。建築物以外のスペースはすべてアスファルト又はコンクリート舗装を行います。土留めについては9ページの擁壁敷設図をご覧ください。敷地の北側、東側の一部、西側の一部は120cmのL型擁壁、南側と西側の一部は60cmの連続基礎を設置し、土砂の流出を防ぎます。申請地は北側、南側で農地と隣接していますが、建築物の北側は農地まで10m離れています。建築物の西側は、農地まで水路を含め5m離れていますので、近傍農地の日照、通風の妨げになりません。排水については7ページの配置図をご覧ください。水色は側溝、青は雨水排水、緑は給水、赤は下水排水を示しています。建物からの雨水は、屋根から縦樋で下りて、地中に埋め込んだ集水桝及び配管を経由して南側、北側に新設する側溝に放流します。敷地の雨水は建物の尾根部分を境に南北の側溝に流下し、最終的に西側に位置する農業用排水路へ放流させます。生活用水は琴浦町上水道から給水し、生活排水は琴浦町公共下水道に接続し処理します。造成地内にある県道側の用水路の一部を施設への車両進入路設置のため布設替えを行います。農業用水の用水量は確保するため、他の農地の通作、営農への障害にはなりません。なお、このたびの転用事業を行うことについては隣接農地の耕作者の同意済みで、同意書が添付されています。

2ページに戻ります。(4) 資金調達計画につきましては、

預金残高証明書により確認しております。

農業公共投資については、

3ページをご覧ください。8 土地改良区以外のその他の関係権利者については、該当ありません。

農業委員会の意見及び審議の概要につきましては、9月7日に開催した琴浦町農業委員会総会で審議を行い、

立地基準、一般基準ともに要件を満たしていることから、許可相当と判断するという結果でした。以上でございます。

小林議長

説明が終わりました。琴浦町の案件がもう一件ありますので、説明して下さい。

続きまして資料３－３の２ページをご覧ください。

土地の所在等は、東伯郡琴浦町

8, 803㎡です。

現在の営農状況でございますが、近隣は圃場整備未整備の農地と山林が混在しており、申請地も未整備の農地です。昨年まで飼料作物が作付されていましたが、収穫後は休耕地となっており、保全管理されています。

転用事業者

転用事業者の経営概要は、

飼養規模：乳牛経産牛73頭、乳牛育成牛58頭、令和2年度出荷量：生乳716トン、農業経営改善計画の認定有効期間は平成30年3月8日から令和5年3月7日までです。

転用目的は、農業用施設用地（搾乳牛舎、乾乳牛舎及び飼料庫、堆肥舎、貯留槽）の建設、必要性につきましては、酪農経営の規模拡大に伴い、既存の畜産施設に加え新たな搾乳牛舎、乾乳牛舎、堆肥処理施設等整備の必要性が生じたためでございます。なお、規模拡大後の飼養規模は、乳牛経産牛290頭、乳牛育成牛145頭の計画です。

5の立地基準の（１）農地区分は、農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に位置していることから農用地区域内農地、区分決定根拠は農用地区域内農地です。（２）の許可根拠規定は農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合であることから、農用地利用計画指定用途、農業用施設用地でございます。

（３）の営農条件は6ページの配置図（１）をご覧ください。申請地の北側は農業用施設用地及び山林、東側は農地法面、南側は農地、

2ページをご覧ください。（４）代替地等につきましては、必要な面積の確保が

搾乳牛舎等関係施設の設置に適しており、周辺農地への支障がない土地は他にありませんでした。

6の一般基準の（１）他法令許認可につきましては、農振法について、農用地区域内の用途区分を、令和3年3月5日付で、農地から農業用施設用地へ変更済みでございます。

さらに、琴浦町環境保全条例について、当該条例に基づく公害防止計画書を提出し、令和3年3月25日付で琴浦町長の承認済みでございます。

（２）の規模の妥当性については、6ページの配置図（１）をご覧ください。転用申請地の中央に搾乳牛舎鉄骨平屋建て2,844.10㎡、南側に乾乳牛舎及び飼料庫 鉄骨平屋建て936㎡、間乳牛舎の東側には堆肥舎鉄骨平屋建60㎡と貯留槽282.88㎡、合計4,122.98㎡。建築部分以外の空きスペースは、トラクター通路及び転回スペース、集乳車通路及び設備点検用通路として利用する計画です。以上、施設整備規模に対し、事業面積は適切でございます。

（３）営農及び被害防除計画等の措置につきましては、10ページの造成縦横断位置図と11ページの造成横断面図、12、13ページの造成縦断面図をご覧ください。11ページから13ページの図面については、盛土範囲は緑色で、切土範囲はオレンジ色で表示しています。表土は10～120cm掘削し、当該掘削土で10～290cm高さに盛土を行います。外部からの搬入土はありません。南側から北側に向けて0.5%の勾配で造成整地を行います。北側、西側の一部はブロック積擁壁により土留めを施行し、土砂の流出を防止します。その他については既存の法勾

配で安定しているため、既存のままといたします。雨水については、地下浸透及び敷地周囲に新設する側溝、溜桝及び集水桝を経由し、既存の町道側溝へ放流させます。敷地内の給水は、上水道がないため、搾乳牛舎の北側に新たに井戸を掘って対応します。給水の流れは赤印で7ページと8ページに、排水の流れは緑色の矢印で6ページと7ページにお示ししています。牛舎内の生活排水については合併浄化槽に接続し、搾乳施設からの排水については排水処理装置に接続し処理します。建物や敷地からの雨水については、6ページに青色の矢印で、側溝に流下するまでの流れをお示ししています。また、牛舎など建築物からの雨水については、17ページ以降にお示ししておりますとおり、屋根からの流下地点に深さ20cmの砕石を敷き、地下浸透させる計画です。

糞尿処理は固液分離を行い、固形分の糞は堆肥舎でエアを用いて堆肥化、一時保管します。一部は戻し堆肥として牛舎で使用し、残りは農地へ還元します。水分の尿については貯留槽で曝気を行い悪臭を抑制し、液肥として農地に還元する計画です。

建築物の高さは鉄骨平屋建で最高8.8mですが、搾乳牛舎は東側敷地境界から最短で5.7m離れた位置に、乾乳牛舎は鉄骨平屋建で高さ6.8mですが、南側敷地境界から2.5m離れた位置に建築するため、周辺農地の日照、通風の妨げにはなりません。既存通作路はそのまま使用できるため近傍農地の営農、通作に支障はありません。なお、南側隣接農地は貸人（法人代表取締役の父親）名義でございます。また、牛舎の基礎工事においては、地盤の状況に応じて、4mから10mの鉄骨を使用し工事を行います。

3ページをご覧ください。（4）資金調達計画につきましては、

証明書により確認しております。補助金については令和3年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

7農業公共投資について及び8土地改良区以外のその他の関係権利者については、該当ありません。

9農業委員会の意見及び審議の概要につきましては、9月7日に開催した琴浦町農業委員会総会で審議を行い、酪農経営の規模拡大に伴う畜産施設整備を行うための申請であり、必要な面積の確保、利便性からみて周辺には農地以外に事業目的が達成可能な土地は認められないという結果でした。以上でございます。

小林議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、ここで現地調査の報告を長谷川委員からお願いいたします。

長谷川委員

湯梨浜町の長谷川でございます。現地調査の報告をいたします。去る9月13日、午後1時30分より、

内容は、事業計画及び被害防除計画など転用の妥当性について確認したもので、琴浦町本庁舎で、事業概要の説明を受け資料も確認した。その後、現地に出向

	いて調査を行った。申請地はほ場整備未整備で生産性の低い農地であり、現地確認したところ、周辺農地にも影響なく、被害防除計画も妥当であり、転用の必要性も認められることから、農地法に照らし、適当であると意見が一致した。以上であります。ご審議方よろしくお願いいたします。
小林議長	説明及び現地調査の報告が終わりました。 委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。 (質問・意見なし)
小林議長	ないようですので、それでは、お諮りします。 まず、倉吉市の案件について、異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
小林議長	ありがとうございました。それでは異議なしといたします。
小林議長	次に、琴浦町の案件2件について、異議なしとしてよろしいでしょうか。 賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
小林議長	ありがとうございました。それでは異議なしといたします。
5 情報提供 小林議長	(1) 令和4年度農林水産省概算要求(農業委員会関係)について事務局説明願います。
(事務局)	(資料4により説明)
小林議長	説明が終わりました。 委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。 (質問・意見なし)
6 その他 小林議長	それでは、その他として皆さんから何かございますか。 (事務局から次回開催日等の日程について報告)
6 閉 会 小林議長	それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。(11時8分)